

1. 件名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和3年10月15日 15時00分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、角谷主任安全審査官、建部主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他2名

発電管理室 部長、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会配付資料1）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料（CVRD-1-001 改5）（令和3年10月12日提出資料）
- （2）東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表（CVRD-1-002 改7）
- （3）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置 審査会合における指摘事項の回答（CVRD-1-003 改4）
- （4）東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）（CVRD-1-007 改1）（令和3年10月12日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁のカドヤです。それではただいまから東海第2発電所用圧縮減容装置の設置についてヒアリングを開始しますそれではまだ事業者の方から説明資料の確認等お願いします。
0:00:15	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それでは資料の確認をさせていただきます。
0:00:20	まず一つ日本日準備させていただきたい。いただいた資料ですけども、右肩CVRD-1-002 回の7番になります。回答一覧表になります。
0:00:32	二つ目が、資料3、CVRB-1003 階のようになります。10月15日提出の圧縮減容装置の設置審査会合における指摘事項の回答になります。
0:00:45	また前回ご説明で使用させていただいた資料で、引き続き本日も使用させていただく資料としてCvRD1-001 回の後の補足説明資料の一式、10月10日提出版でございます。
0:01:00	もう一つがCvRD-1-007 階の1-10月10日に提出させていただいた設計方針の比較表になります。
0:01:10	以上四つの資料から本日のヒアリングで御説明をさせていただきたいと思えます。
0:01:17	はい、ありがとうございます。
0:01:19	それではですね
0:01:24	すいませんちょっと今日の確認の中でですね7月29日の審査会合の資料っていうのも少し参照しながら確認したいところがありますので、その点ご認識いただければと思います。
0:01:39	はい。説明を開始してください。
0:01:43	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それでは本日まずCVRD-1-003の資料三番会の4ですが、審査会合における指摘事項の開放回答という数字資料から全体の構成ですね少し修正をさせていただいた部分がありますので、
0:02:01	この点について説明をしていきたいと思えます。
0:02:09	原電のオオウラと申します。
0:02:11	今ほどありましたようにCRD1-003の下位の4のパワーポイントの資料を用いまして、指摘事項の回答を御説明しますと、前回のヒアリングからの変更点を中心に御説明させていただきます。
0:02:28	パワーポイントの2ページ目を御確認ください。時変わったところは黄色ハッチングされております。
0:02:34	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	までとか御回答のところ比 1 ポチ目全部黄色になっておりますけども、当然ご指摘をいただいたところとして、
0:02:45	設置許可基準解釈等の要求に対してということでトレーは元年 4 月 24 日に許可を受けた、ぜひ研修設置変更許可申請書というこの辺り等等をつけております。これはこの 4 月 24 日に許可を受けた申請書だけではなくてそれより以前、
0:03:04	にもですね、許可を受けている全体について、すべて包含しているといえますか、見ているということを示すためにはちょっと等をつけましてはこれをもって既許可というという整理をしてその上で、出戸圧縮
0:03:19	これまでののをいただきました許可に記載された設計方針を踏まえて試験装置の設置に関する設計方針等を再整理した過去別紙 1 ということで、冒頭整理させていただいておりますので、2 ポチに行きましてその整理結果を踏まえた上で、このあと御説明します別紙 2 のフローに基づいて、
0:03:41	基準適合への影響を確認する必要があるという評価に記載された設計方針を踏まえて減少設置変更許可申請書の変更の要否と条文ごとに整理をしたということになっております。
0:03:55	おめくりいただきまして三つスライド 3 ページ目へとこれが丸々 1 ページ追加になっております既許可を踏まえと減収縮減装置設置に係る設計方針の再整理ということで 993 回、ここ本件に関します前回の審査会合におきまして、
0:04:14	設置許可基準規則各条の要求事項に対して、試験装置の設置に係る設計方針をお示しさせていただきました。
0:04:23	今回はですね、この
0:04:26	設計方針の整理に当たりまして設置許可基準規則の各条文ごとに要求事項は基準要求に対しまして、該当する既許可の設計方針等を示し、これを踏まえた試験装置の設計時は設置の設計方針等から適用性を示すようにと。
0:04:44	ということでこれを再整理したということでございます。イメージとして下に表というか箱をちょっと書いております。左側の再整理前というのが、前回の審査会合で御説明させていただいていた内容とか方針ということで、
0:05:00	寄付基本方針決め要求事項に対して、矢じり側って線が引いて日DOI設置許可基準規則の要求事項を整理し適合するための設計方針の整理というふうにしておりまして、ずっとずっと下に行きまして 3 ポチの設計方針ということで、
0:05:16	試験装置の設置に関する設計方針ということで、関連する既許可の設計方針を示しておりましたが、概要として示しておりまして、来許可を踏まえた減容装置の設置に関する設計方針としてはお示しをしていなかった。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	担当というふうに認識をしております。したがって右側の再整備後というふうに行きまして、大方ところだけちょっと青字になっておりますけども、1ポツの基本方針、基準よう要求事項のところ、一つ目の矢じりですけども。
0:05:49	設置許可基準規則の広告及び5行及び5ごとに適合性を確認すべきまで基準要求を整理すると、その上で、適合のための設計方針等ということで、
0:06:01	下二つ、二つ矢じりがございますけれども、
0:06:05	今申しました適合性を確認すべき基準要件に対しまして、該当する機器許可を引用し巻き許可の設計方針をまず再整理すると。
0:06:15	で、その基準要求及び既許可の設計方針を踏まえまして、試験装置の設置時の設計方針及び適用性を改めて整理をさせていただいたということにさせていただきます。
0:06:29	そうしましてもいいし、4ページ目に行きまして、
0:06:31	別紙2ということで、原子炉設置変更許可申請書の変更を必要とする事象の抽出についてということで、
0:06:40	ちょっとこのフロー図自体は変わっておりませんが、
0:06:43	圧縮減容装置の設置により、基準適合への
0:06:47	影響確認する必要がある既許可から変更の要否をまず以下の通り整理フローの通り整理したと。
0:06:53	このフロントに整理するんですけども、変更が必要な条文の適合のための設計方針につきましては、2週やるというふうに整理をしまして、まず既許可と同様の設計方針であるということを示す。
0:07:06	ことで、基準適合性を示す条文それと圧縮減容装置の設計方針の詳細具体的な設計内容、これを説明することで、基準適合性を示す上部のこの2種類があるというふうに整理をいたしまして、この二つの2種類があるという整理のもとに今後別紙の3ということで説明すると。
0:07:25	ということでしょう。別紙の3の(1)というふうに、別紙の3をですね(1)と(2)分けまして、発行1が既許可と同様の設計方針であることを示すことで、基準適合性を示す条文、
0:07:38	(2)として、別紙3の(2)として縮減装置の設計方針の詳細を説明することで、基準適合性を示す条文ということでこの2種類に整理をしたということでございます。
0:07:50	めくってもらいまして右下5ページへとこちらも新しく追加になるものでございますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:56	今申しました別紙 3 の(1)でこれ既許可と同様の設計方針であるということを示すことで、基準適合性を示す条文をこちらが 5 ページ目と 6 ページ目に整理をしております、
0:08:07	三条の地盤、四条の地震向上をして 6 条のとか外部からの勝負損損傷の防止、それから 8 条の火災、6 ページ目に行きまして、9 条の溢水 12 条の安全施設、これらにつきましては、左側の欄に
0:08:25	設置許可基準規則、設置許可基準規則への適合性のための設計方針ということで、既許可に書いてある適応方針設計方針を簡単にまとめて記載をしております。例えば三条ですと、耐震重要度施設以外のを設計基準施設云々ということで 3 行ほど書いております。
0:08:45	右側に
0:08:47	今回の圧縮減容装置を入れることにも伴います設置許可の変更内容ということに記載していますが、
0:08:54	三条で例をとりますと、あとさっきの既許可の設計方針により設置する安全施設として試験装置を追加ということをございまして、企業と同様の設計方針もあるということを示して説明は確認した上で、当適合性が示されているものというふうに考えています。
0:09:12	これが 5 ページ目と 6 ページ目でこれが丸々追加になっております。
0:09:18	7 ページ目に行きまして、この別紙の 3 の(2)というふうに御説明いたしました圧縮減容装置の設計方針の詳細を説明することで基準適合性示す情報部分というのが、これはそのスライド示しますように、
0:09:33	10 条の誤操作の防止、それから次 27 条の廃棄物の処理施設、それから 30 条の放射線業務従事者の防護、これらにつきましては、
0:09:43	設計方針の詳細を示す行使することで、基準適合性を御説明したいというふうに考えております。
0:09:51	8 ページ目以降が十条に 171030 条のほうの説明になりまして、8 ページの十条でいきますと、
0:10:00	圧縮減容装置のほうに新しく誤操作防止ということでスイッチを設置接地は操作も設置しますけども、これらに対して、枠の中にありますけども、
0:10:12	誤操作防止するために盤の配置及び操作器具等の操作性に留意した状態表示灯による迅速なハーグ及び
0:10:21	保守点検において誤りが生じにくい設計とするということで具体的な内容は下ちょっと細かく書いておりますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:29	見やすい表示をすとかですわねそう少し見やすいボタン配置にすとかですわね、そういったことをすということ追加の設計になるということでございます。
0:10:38	でも言い方気分が右下 9 ページ目に行きまして 27 条 2 項の処理施設のほうになりますけども、こちらにつきましても、来対決作業建屋に新しく発言するエリアを設置して
0:10:51	これを試験装置を設置すということ各成果になりますので、
0:10:56	例えば
0:10:58	ここで言いますと 6000 本の処理は既許可でいってる 6 専門の処理に対して、
0:11:03	今回の縮減装置が追加になっても、設計の設計が妥当であるそれを合わせても提携が妥当である。
0:11:11	発言するエリアでもちゃんとできるし、6 ヒーターの方も問題なく切断できるという説明を加えた上で基準適合性を説明すということを考えています。それから右下の絵と 10 ページのほうになりますけど、これは 27 条の第 1 項第 3 号の再発しがたい設計でございますけども、
0:11:29	こちらにつきましても、
0:11:31	来許可においては、深くされた区画内が負圧に維持されるというところにしていたところを試験装置につきましても風洞を設置すということ、
0:11:43	対応すということの説明とさせていただきます。
0:11:48	おめくりいただきまして、
0:11:50	1011 ページ。
0:11:52	この 11 ページにつきましても、前から
0:11:57	ヒアリングでお示した資料でも、最初のほうについていたんですけども、
0:12:02	当初の審査会合では、この区画された縮減装置を設置す場所等切断処理を行う場所全体を区画に負圧にすことと。
0:12:13	いうことで基準適用を考慮してありますが、
0:12:16	風土をつけるということ設計に変更すということを説明した資料になっております。中身については前回のこれまでヒアリングで御説明した内容とあまり変わっておりません。
0:12:27	30 条につきまして右下 12 ページに行きますけれども、放射線防護ということ、
0:12:34	遮へい機器の操作嘔吐機器の配置遠隔操作漏えい防止、換気塔につきましても、試験装置を設置すことによるそれらの具体的な設計内容を追加になりますので、別途新しくす。あとこの 12 ページのスライドで御説明すという次第でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:52	最後右下 13 ページに行きまして三条の 3 行ウの
0:12:59	法になりましてもエリアモニターを設置させていただきますのでそのことについて追加で説明するというので、本 13 ページということも別紙の 3 の(2)のカテゴリーということも御説明をさせていただいております。うん説明内容についてこれまでと同様でございます。
0:13:16	こういった形で審査会合の資料ですねちょっと繰り返しになりますけども、右下 4 ページのように、このフローをまとめた上で、
0:13:25	既許可と同様の設計方針であることを示すことで基準適合性を示す条文と、
0:13:32	それから縮減装置の設計方針の詳細説明することで基準適用性を示す条文の二つに改めて整理をさせていただいて、それぞれの(1)学校についての説明を
0:13:43	をさせていただきたいということもまとめさせていただきました。
0:13:47	御説明は以上になります。
0:13:51	規制庁の岡田です。はい、説明をありがとうございます。それで、前回の審査会合の指摘が 2 ページ目を書いてあってその回答とそれから 3 ページのところでは補足説明資料をこんな形で充実化しましたっていうところで、
0:14:08	一応審査会合での指摘のところを対応を図りましたっていう回答をいただいている形にはなっているんですけど、少し全体構成のところでもちょっとまず、申し上げたいところが、
0:14:24	まだ指摘事項のところを見ていただくと、2 ページのところですね、囲みの中で、結局既許可のその設計方針を踏まえて、今回の'減容装置の設置によってですね、その申請書本文の記載内容の変更がどう変わったのかっていう
0:14:44	これを整理して説明することっていう問いかけになっていますので今回ちょっと今、多分あの説明いただいている 4 ページ以降のフローのところって、どちらかというともちろん入っているのかもしれないけど、主屋添付書類 8 のところでどう書かかっていうところが、
0:15:00	でされてると思っていて、まず本文がどうなりますかっていうところで、例えば 7 月 29 日の審査会合資料はお手元にあると思いますけどもその 6 ページとか見ていただくと。
0:15:17	まずここで変更前変更後っていうことで主減容装置を設置することっていうのでどういう本部の変更がありますかっていうのを一度御説明をいただいておりますので、結局そこからどういうふうに関今本文ところが変わったのかっていう説明が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:37	まず、あったほうがわかりやすいなというところと、あとはそこ同じ話で、今4ページ目以降のところ、5ページ目ですかね、そのフローに従って、各条その説明するっていうところでも、
0:15:54	その既許可を踏まえた結果、追加されたものっていうのがあるのであればそれはちょっとわかる形にして欲しいなというところ。でももう少し
0:16:09	例えば、7月29日の審査会合資料でいきますと、その8ページ目のところから三条、四条ってそれぞれ順番に
0:16:22	各条についての設計方針が右側にこう書かれていっているわけですけども、関わったところっていうのは要は5個のときに示していたその設計方針のところから今回今ここで大分5ページ目以降簡略化して書かれていますけど、それは
0:16:41	この設計投資が29日の設計方針からさらに追加されたところっていうのは、既許可と比べた結果、あるのかないのかっていうところで、
0:16:51	多分たつと部ですけど、どう今なんか、8ページのところで、
0:16:59	10条のところ、その必要な環境条件を設定してみたいなことがここに書かれていますけども、前回の審査会合のところでの10条のところっていうのはその必要な環境条件を設定していうところ。
0:17:17	まではその記載がされていなくて方針として、それは今回例えば改めてその記憶記載ぶりっていうところをちゃんと踏まえたところ、そういうところもちゃんと法人として示すことにしたっていうことであればそれがわかるような形で、
0:17:33	そうそういう意味で違いが指摘を踏まえて、既許可をちゃんと見に行ってみ比べて行った結果、その点、その適合方針の示し方がさらに充実化されたところがあるのであればそこはちゃんと見えるようにしていただきたいと。
0:17:50	いうところまでなんかで全体構成でヶ月金等で今、そういうふうにしたいと思ってるけどそれについては、何かそういうふうにしたほうが発生の検討いただいたほうがいいかなと思うんですけどそれについてはいかがですか。
0:18:07	原電の鈴木です。承知しました特に特にコメントはございませんの方がより公開等に質問に対してですね明確な回答になると思います。思いますので、そういった整理をさせていただきたいというふうに思います。以上です。
0:18:21	はい。それからですね規制庁の神谷です。
0:18:26	今5ページの4ページのところのフローでまず最初に縮減措置に伴う基準の適用の影響の確認っていうので確認が要りますって言った後に、今回のその変更の申請書に、
0:18:42	記載するかどうかって言うんでまたイエスノーがあるんですけど、今回あの変わってるかなと思うのが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:49	7月29日の審査会合のときには、例えば5条のところですね、津波による損傷の防止っていうところは、その時にはその設計方針を指名していたんですけど、今回多分4ページのフローのところ、
0:19:05	再度整理を行った結果多分5ページ今回の資料でいくと5ページのところからはその5条っていうのは落ちていて、そうその変更がなぜ行われたのかっていうところがちょっと資料上読めないなっていうところ、それと同じ話で、
0:19:20	当期許可久見崎これ7月29日の審査会合のときには、9条のいっすEのことは設計方針として特出して書かれていなくて、なんですけど今回、一応6ページのところを見ると、
0:19:38	9条の溢水による損傷の防止っていうのが追加になっているっていうことで、それが追加になったのであればその理由をちゃんとわかるような形にさせていただきたいと思っていますと、ちょっとまだその後状がこう落ちた理由とその救助が追加になった理由を少し説明をお願いしてもいいですか。
0:19:57	はい、別途原理のスズキです。今回ですねフロー／今回のパワーポイントの4ページでいくところのあのフローにおいて、菱形が二つありますけども、市二つ目のひし形ですね設置許可申請書の変更有無のところ、右側に流れるありとしたものっていうのはどういうものかっていうと、
0:20:17	特段設計方針そのものが変わってなくてもですね、改めて今回圧縮減容装置を入れることで基準適合を見るべきものというものについても右流すようにしますんでその基準適合性を見るべきものというようなことの判断をしたものとしてないものというふうなところの考え方なんですけども。
0:20:36	例えばですね溢水とか火災とかそういった条文については、やっぱりこの設備についてその条文の適合性を見るべきものであろうということで、設計方針は変わってなくてもですね、この手法とかを圧縮減容装置という形で書いた上で、
0:20:53	適用する設計とするといったようなことで、申請書を書き変えにいくということで右に流すということにしています。一方で5条の津浪のようなものにつきましては、個々の設備で見るというよりも、傍聴点の中とかであればですね、十分に守られるといったようなところで、
0:21:10	そういったものについては条文適合性そのものが見る必要が圧縮減容装置の設置によって、特段その見る必要はなからうというようなことで変更不要というようなところで、右に流さないということにさせていただきました。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:27	規制庁の川です。ちょっと今御説明あった辺りがこのフローした結果、特に今はちょっと変更したところに注目をしましたけれども、最後これで最後仕上がりとしてはその添付書類の 8 に書くものと書かないものってところ。
0:21:44	の証券で今これはダイヤのところまで右に行く下に行くかでそこが分かれるんですけどその分かれる理由が今ちょっと口頭で御説明いただいたような内容が少しちょっと見え見えなかなと思いますのでそこはわかるような形にしてください
0:22:00	かつ、7月のときには、ここだったけど、今回このなんですが、このフローで再整理したところ、今この条文の整理になってますっていうその変更がわかるようにしていただきたいなというふうに思います。
0:22:24	はい。経理の方でちょっと細かいところまだ幾つかあるんですけども、少しその全体の構成的なところで規制庁側からへのさらに追加で確認などを指摘等ありましたらお願いします。
0:22:54	規制庁見落とさ入ってるでしょ。
0:22:57	規制庁ミヤモトです
0:22:59	内容は各課税が今示した通りです。あと、ちょっと私、ちょっと記載の方法はどうかって言うのはあるんですけど前回の審査会合でも口頭で回答されてると思うんですけど、要は
0:23:16	なぜ津波の当初津波の話でやっぱりちょっととなっていたのは要は職員を装置運用する前以前この話であって、審査会合での指摘席で指摘に対して回答されているのでそこを明確になってると思うんですけど、その部分を明確に記載していて、
0:23:33	ほうがいいんじゃないかなと、その辺の違いがわかるようにしたほうがいいんじゃないかと思いますけどいかがでしょうか。
0:23:40	原燃の鈴木です承知しましたので前回回答済みのものについても改めてですね。また入れて資料化したいというふうに思います。以上です。
0:23:49	以上です。
0:23:54	以上の建部です。先ほどフローの説明のところでも孫条例に
0:24:00	とフローの下側に行くものっていうことで 5 条例に御説明いただいたんですけども。
0:24:06	同様にまとめ資料のほうにも 28 条 29 条であるかと思うんですけども、こちら落ちた理由っていうのを
0:24:14	説明いただければというふうに思います。
0:24:19	原電の浦です。28 条 29 条、この／報の資料から落とした理由につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:30	ここのフローでいきますと、1 開港確認用ということで右に行くんですけども、設置変更許可の変更が本文添付書変更が、この基準適用性に関しては必要ないということでありますので、今のパワーポイントの資料から落として、
0:24:45	変更が必要ないということの理由というか内容については補足説明資料のほうで説明を詳細させていただくということでパワーポイントから落としております。以上です。
0:25:05	聞いている中で、既設の壁ですけども、ちょっと今の理由だと、結局そのえと適合法人に変更がないっていうのは多分ほぼ 27 条以外のところはみんなそうなのかなと思っていて、ちょっともう少しそこを明確化していただけますか。
0:25:22	現在のスズキです。ちょうど姿勢と 28 条につきましては貯蔵施設の要求であるというふうに認識しております。今回圧縮減容装置を入れますけれども圧縮争点措置そのものは貯蔵施設に当たらないと。
0:25:37	言ったようなところで、28 条については、この変更が不要だろうと。そういったような考え方でございます。
0:25:45	あと、
0:25:53	少々お待ちください。
0:25:59	原電の小倉です。29 条につきましては直接線スカイシャインの線量評価になるんですけども、こちらにつきましては 0.5mSv 以下で取り扱うということをすることで、来許可の設計に変更中集まり天端ちいとかに書いてある
0:26:17	被ばく線量に変更がございませんので、
0:26:21	必要ないということで考えております。
0:26:37	規制庁のカドヤです。28 条のところは貯蔵施設の要求のあるでっていうところでそこはかからない書く必要がないもう一度示す必要がないっていうところでそこは理解をして 29 条のところは、
0:26:56	これはあれなんですかね結局
0:27:00	今これ要求事項という意味では直接線及びスカイシャイン線による工場周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならぬっていうところであれですか一応それがもともと一定適応方針が変わらないことっていうのは
0:27:19	確認する必要性があって、これはまとめ資料と補足説明資料側で確認をしているわけですけども、その結果としてその 0.5mSv/h っていうところを、
0:27:38	管理するっていうのは、これって結局、既許可から変わってなくて、
0:27:44	いうところで、
0:27:47	何ですかね変わっていないのは変わっていないっていうのを言ってもいいとは思うんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:54	少し丸ですねその整理がちょっと私もちょっとまだ今ピンと来ないところがあるんですけど、現在のスズキです今オオウラが申した通り、確かにドラム缶の表面線量率については、圧縮装置を入れたって0.5で変えないっていうのはそれは事実だと思うんですけども、
0:28:12	やっぱり圧縮減容装置を入れてもなおですねそれで0.5にして基準適合するんだといったところはちょっと今の議論の中でやっぱり示さない理由はないだろうというふうに思いましたので、ちょっとこちらについては29条についてはですね、ちゃんと設置円弧強化として、
0:28:30	記載するというような方が適切だろうというふうに思いましたので、そういう方向で検討したいと思います。
0:28:36	形状の壁ですわかりましたちょっとフローのところは単純に今買えるか買えないかっていうところになってるんですけど、さっきちょっと補足説明をいただいた通り個々の設備に対するの確認が必要なものと、そうじゃないものっていうところで、
0:28:52	分けるという整理のところも少し、ちょっとそこを明確にすると多分29条のところも整理がつけられるのかなと思いますのでちょっと要否も含めてちょっとそこは検討していただければと思います。
0:29:05	原電スズキで承知しました。
0:29:24	規制庁の天野です。
0:29:27	に今28条と29条の話がありましたけど、
0:29:35	28条もですね、ちょっとこれ微妙なところはあると思うんですけど、
0:29:42	今回の
0:29:44	この例えばまとめ資料の
0:29:48	通しの332ページに要求事項あります。
0:29:52	それから、
0:29:53	審査基準のところ、
0:29:58	清涼及び排出量を考慮してっていうところで、今回補足説明資料でも、
0:30:05	337ページのような
0:30:08	ことを示していただいて、
0:30:11	確認しているようなところもあるので、全く関係ないかっていうと、ちょっと
0:30:17	微妙かなと思います、ただ、
0:30:22	何ていいですかね。論点として議論するようなところではないと思うので、事実確認として、
0:30:30	これはどう整理するのかというのはあると思いますけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:33	ちょっと全く関係ないと明らかに判断できるようなものとはちょっと違うのかなと。
0:30:40	ということだけ申し上げます。
0:30:43	以上です。
0:30:45	県連のスズキです承知しました。28条の貯蔵施設に当たらないということをお先ほど私のほうから申し上げたんですけども、もう一つ、おっしゃる通り確かに今回です圧縮減容装置を入れるタイミングとかそういったもので、
0:31:02	本当に貯蔵量大丈夫なのかといったことが考察はしてございますけれども、圧縮減容装置そのものはよりですねあのまま減容処理をするといったところで、貯蔵能力に対しては、要するに楽な管理としては楽な方向に行く可能性遅延効果だと思っておりますので、
0:31:21	そういったものに踏まえますとですねこのもとの28条の第1項の要求とまあ解釈に書いてあるところですね、
0:31:29	貯蔵とか管理ができることを書いてありますけれどもそういったものに対しては楽な方向に行くものですから、そういったことを考えても28条のほうは適合性を見る必要はないのかなというそういう判断をしたということでございます。以上です。
0:31:48	という流れで者の考え方は、理解しました。
0:31:54	はい。
0:31:56	はい規制庁の亀井ですけども、その他構成的なところは特に要旨
0:32:01	はい。
0:32:03	はい、じゃあ、ちょっと細かい航路になるんですけども。
0:32:12	ですね。
0:32:16	特にちょっとは気になっているところの5ページのところで左側と右側を多分並べて書くにあたって左側っていうのはその既許可その適合方針を書かれていますところなのかなと。
0:32:35	理解をされていてですね、ちょっとその見出しのところはその設置許可基準への適合のための設計方針っていうことで、そのなんの時点のものが来許可なのか今回なのかっていうのがちょっとわからないのでその右側の中身を見ればさっきの既許可のって書いてあるんで輝緑岩のことを言ってるんだらうなっていうのはわかるんですけどちょっとタイトルから
0:32:54	わからないのでそれを明示したほうがいいんじゃないかなっていうところですね。それから右側もその設置変更許可の変更内容っていうところで、これが今回のものになると思うんですけど、まだまさに今回やったことっていうその既許可の方針を踏まえて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:11	今回その変更内容を確認をして定めていっているはずなので、既許可のをちゃんと踏まえた、その設置変更内容ですよということも見で資料もそこは明記していただいたほうがいいかなと思いますのでこれでさっきもちょっと申し上げましたけれども、今右
0:33:31	率のところ先の結局設計方針により設置する安全施設として試験装置を追加ということが書かれているわけですけどここは少しその許可を踏まえたところでその記載が追加になったものとか、そういうものがあるのであればそこは既許可左の許可の方針を踏まえてこれこれを
0:33:51	7月29日の事前運営の考え方から追加をしたものっていうのがあれば、それは個別にちょっと書き出していたほうが許可を踏まえた結果その記載ぶりというのがこういうふうになりましたというのが明らかになるとと思いますのでちょっとそこは追加をしていただきたいと思います。
0:34:08	今あれですがここで少し7燃料のどこは曳馬ちょっと今、7月に作り比較をもともしかしたらやれてないいいかもしれないですけども、追加になったところとか、何か幾つかもし例示でご説明いただけるのであればと思いますけど。
0:34:29	また後程でも大丈夫ですけど反応度特段ですね来許可を踏まえたことで追加になるといったようなことがちょっと今パツと思当たる場所がありません。職員を措置を入れるというようなことそのものを追加っていうものがあるんですけども、ちょっとその辺り、今ちょっと思いつかなかったんです。
0:34:49	でもまた整理して必要に応じて入れたいというふうに思います。以上です。
0:34:54	はい、わかりました。
0:34:58	これはですね。
0:35:01	今のあれかもあるかな。一つ一つといったほうがいいのか、規制庁のカドヤですけれどもええとあと7ページ目以降のところですね今十条と27条と30条っていうのを
0:35:18	詳細を説明することで基準適合性を示す条文っていう言い方をされているんですけど、少しその個々のこの分け方をされたその判断基準というかですね、なぜこここれは詳細を説明する。
0:35:37	んですけど他の条文はほぼ詳細を説明すること、必要がないのかってあたりのなんか分ける基準みたいなものって何かあるんでしょうか。
0:35:49	ちょっと原燃の鈴木です。今回ですね実はすべて既許可の設計方針はすべて不可能踏まえたものです。ですから設計方針の変更とかっていうのがすべてありませんので、その設計方針の変更の有無ですね分けることがまずできなかったと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:08	設計が追加というものについては設計の圧縮装置そのものを追加しますので追加はすべて入ってくるといったところで、何で分けるのかっていった時にですね、例えば地震四条の地震であればCクラスとして設計するというようなですねそういったものですか、
0:36:26	或いは安全施設であればPSRなんていう話が出てくるんですけども、それ現状の審査資料においても、それ以上の展開がなくてですね、圧縮減容装置の設計とかそのものの中身に踏み込んで、そのPS3とかCクラスと今言ったような、相当そこ以上のですねことに4、
0:36:46	表とか順序というのは言及してこなかったと従来からそういったものとですね、例えば十条のような誤操作防止のように、パネルとかの中身ですね圧縮減容装置の中身まで踏み込んで設計
0:37:02	のやり方とかを示してですね、ちゃんとこれで基準適合してますよねっていうふうに示してきた条文があります。そういったことで今回ですねやっぱりこの資料を説明するにあたり、やっぱり圧縮減容装置を入れるといったところを出発点にしていますから、
0:37:17	その詳細の設計がちゃんと説明されるような条文を選ぶべきだろうといったところで、こういう分け方をさせていただきました。
0:37:26	以上です。
0:37:28	はい。規制庁の岡田です。ちょっと今私が認識しているところではあるもちろんその基準に適合する方針は変わってなくてっていうところは理解をしているんですけど、例えばその、
0:37:43	27条のところていくと結局その圧縮減容装置自体いいの散逸しがたいっていうところは、そこはあの方針としては多分関わってのは当然最終形で設計をしないと基準適合しないので、
0:37:58	そうなんですけど、特にですね仕訳切断エリア側の既許可ではその区域とか区画の中を負圧にすることでってこう言っていたものが縮減装置を設置することによって、その
0:38:14	散逸しがたい設計っていうのは変わらないもちろん変わらないんですけど、それへの適合の仕方っていうのは既許可から変更されているというふうに理解をされていてですね、だからもししたら
0:38:27	今、添付8条の記載は等と書いてあったりするんで、実際変わらないのかもしれないんですけど、今回の設置によってこう明らかにその適合のさせ方がこう関わったものっていうのが27条特にあるかと思っていて、そういう意味でその他の条文と27条はちょっと下がるかなというふうに思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:46	例えばもう誤操作防止の十条のところでも当然その圧縮減容装置の設置をしているのであって緒元装置自体のその設計っていうのはあるんですけど、それを言うと例えば八丈だってその堰を設けたりとか、っていうことでいけば主原因装置側というのか。
0:39:06	わかんないですけどその装置自体のその設計のところは当然あるんで捜査中8条と十条で実はそんなに差がないのかなと、もともとの休暇の方針通りにやれば、当然にしてその設計になるっていうことだと思うので、そういう意味では何か十条のところっていうのが、
0:39:23	所その前のその80°からこう並べているところと、結局同じカテゴリーになるんじゃないかなっていうふうにちょっと思っています。
0:39:31	あと30条のところも、これは結局既許可示したその方針通りに結局
0:39:43	何とか圧縮減容装置を設置してもその被ばくっていうのがちゃんとその範囲内に収まっていますよっていうのはギアの被ばく評価をして確認をされていて、ある意味その既許可通りにこうなどっていけば、当然にしてそれが対応の殴った影響評価なり、
0:39:59	被ばく評価なりをしていくと適合していることが説明できるっていう流れでいくと27条と27条以外っていうところが一つなんか境目があるのかなというちょっと認識をされていてですねちょっとその辺りはどうお考えですか。
0:40:17	それと現在のスズキです27条とそれ以外で境界があるというのはおっしゃる通りだと思ってます。確かに規制基準への適合のさせ方が明らかに従来から変わった或いは加わったというものは27条だけだと思っていて、
0:40:34	そこで一つ分けてですねこの資料を整理するというやり方はおっしゃる通りあるかどうかと思いますのでちょっと今回はそれよりももうちょっとこう広げるような形で半分詳細の設計まで説明するところっていうようなところで御説明したんですけどもちょっとなかなか
0:40:51	なぜその詳細の設計の設計の詳細を説明するのかといった辺りを説明するのがなかなか説明性に乏しいようなところもあろうかというふうに思う思いますので、今おっしゃられたその27条とそれ以外で分けるというようなこともちょっと併せて検討したいと思います。以上です。
0:41:09	規制庁の中でですねちょっとなぜ詳細にっていうところがあると思うんで少しそこは検討していただければいいかなというふうに思います。
0:41:21	はい。
0:41:24	はい、今の辺りで、規制庁から何か追加。
0:41:27	その確認とかコメントとかありますか。
0:41:35	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:38	はい。規制庁のカドヤですけどもそれで 8 ページとかご覧いただくと十条のところ詳細に記載をいただいていますね。
0:41:49	それで
0:41:54	少々お待ちください。
0:42:06	規制庁の川です。ちょっと確認はですね今 8 ページのところでは基準に適合するための具体的な設計内容の二つ目のポツのところ、2 行目にその必要な環境条件の設定費用に操作することができる設計とするっていうのが
0:42:23	書かれていて、ちょっと今今日今日というか前の 12 日の比較表のほうですね、7 番の資料って言うてるんですよ。
0:42:35	の第 10 条の 2 ページ、通していうと 39 ページのところをちょっとご覧いただきたいんですけども。
0:42:47	この 39 条のところを今これ黄色ハッチングになっていてこの環境条件のところ書かれているんですけど、これってなんかもともとここはなかったのかなってちょっと認識してるんですけどこれはシゲタ最初からこの記載は
0:43:04	あるものなんでしょう。
0:43:14	当上げでのスズキです。
0:43:17	例えば 39 ページでいきますと、これ火線が縮減措置が入ったところで河成が引っ張ってありますけども、下線が引っ張ってある場所が当初申請から変わったところという整理をしておりますので、すみませんちょっと今の
0:43:34	結局、センターの当初の申請のやつが手元にはないんですけどもおそらくあったんではないかというふうに思います。
0:43:45	統計上の方ですねと、多分当初のあれですね
0:43:52	医師申請書のところではその環境条件っていうところまでは記載がなかったかなと思っていてですね、おそらくそういうことと今その結局許可と今こういうその比較をしたときにそうそういうところが
0:44:07	既許可では環境条件のところうたわれているので、そういうところを踏まえると、ここのこの適用方針をしっかり書く必要があるんじゃないかっていう判断をされたのかなと想像してきて、ちょっとそういうところがあるので
0:44:22	来許可踏まえた結果こう充実されたっていうところがあるのであれば、そういうところ見える化していただくと、多分指摘に対して対応していただいた結果っていうところが、よりよくわかるようになるかなと思いますんで、ちょっとそこを確認していただければいいかなというふうに思います。
0:44:42	原電の鈴木です。承知しました。実はこの記載すいません確かに社内で議論して追加したということをちょっと今思い出したんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:51	時許可では設置許可基準規則の本体側だけではなくて解釈に対するどうクリアさせるのかっていったところも設計方針のところに記載がされております。
0:45:03	一方で、他プラントさんなんか母校審査の設置変更許可をかけたやつを見ますと、特段その解釈に書いてあるところですね、そこまで踏み込まないで、設計方針を添付1に書いてあるっていうプラントもあると。
0:45:19	それはあのSAの新規制基準の適合の時等まあそれ以外でちょっとやっぱり様相が違ってるということを確認いたしました。当社として、今回先ほどの比較表ですね、7番の資料の比較表で空き許可を踏まえて、これを書くにあたってですね。
0:45:36	やっぱり我々としては解釈まで踏み込んで書いた方がよからうということで、この今十条が0で出ましたけれども10乗以下のところも解釈まで踏み込んで、一応その適合性を確保ということでこの比較表を作りました。大島さんのちょうど左下ですはい。以上です。
0:45:54	規定とかでさ、わかりました少しせつかくそういう検討いただいてを追加っていうところがあるのであれば少しそこも見える化していただけるといいかなというふうに思います。
0:46:09	規制庁の永井です。ちょっとあの、この資料で確認なんですけれども、
0:46:16	ページでいくと10分Cのところなんですけどね。
0:46:21	一応この散逸しがたいっていうところで詳細にいろいろ書き込んでいただけてるんですけども、
0:46:30	その10ページの
0:46:32	ポツの例えば三つ目なんですけどね。手話け切断作業を行う際は作業員による発生する放射性物質が他のエリアに散逸しないよう、高性能粒子フィルタつき局所排風機を使用し、
0:46:49	圧縮減容処理エリアへ悪影響を与えない運用とするっていうふうにとちょっと書かれてるんですけどこれちょっと整理の話としてはですね、新たにその圧縮減容エリア。
0:47:05	を設けて、当然仕訳切断作業エリアの中に設けるっていうことで
0:47:13	特別にその圧縮減容処理過程に対し採取しがたいということの一つ行った上で、今度はそのほかの作業が圧縮減容
0:47:26	処理のエリア以外ですね、そこで行う切断とか仕分けっていう、今度はそちらのほうの最終値っていうものに影響がおよんで、それについてそれぞれそういう歳出三種値ということが書かれる独立して書かれるべきであって、
0:47:44	この主体がね他のエリアにする換算しないとか影響与えないって話ではなくて、ここで求めてるもともとその最地値っていうのは対象がね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:57	なんて言うんですよね。あの周辺監視区域の公衆の被ばくなんです公衆への影響ってということなんで、ちょっとずっと議論になってるかと思うんですけどその他のエリアに影響与えないとかですね、そういう話でないって整理が必要だと思うんでちょっと
0:48:15	何回か私も言ったつもりなんですけど、その辺のなんてご認識をちょっとお伺いしたいんですけども、
0:48:28	原電道路です。20、27条の3以降の第3号につきましては、要求事項は
0:48:38	朝市がたいものとするということであると認識しています。それでは今長坂ご指摘あったように、そこで今作業場のほうでは仕分けが作業切断作業やり、そこで私詳しく作業やるということで、
0:48:55	それぞれのプロセスに対してはここに書いて圧縮減容エリアに悪影響を与えないって書いてますけども、圧縮が圧縮作業が仕訳とか切断或いは仕分け切断が圧縮にということで、双方がそれぞれ再発しがたいようにすることによって、お互いがその悪影響を与えないと。
0:49:15	問題なく行えるということ
0:49:20	確認しなければならないという認識はしてございます。その上で、ちょっと今ここに縮減エリアに影響が悪影響を与えない運用とするということでちょっと一方通行的な記載になっているようにも読めますので、そこは今長さご指摘あったように、
0:49:35	来許可でやって許可の手話決断作業の方にも、
0:49:40	問題のないようにするしというところは少し詳細に記載を検討したいと思います。
0:49:46	通常のナガエです別途記憶ではその仕分け切断っていうのが一緒になってそのエリアの中で作業をやる場所を負圧で引くってことが3しがたいという整理をしてたんで、それと違うしがたいその一
0:50:04	なんていう話処理処理処理に対してその三者が大抵のそれぞれ新たに考えたんだってことをはっきりこうちょっと書いていただきたいということとずっとこうもしているんですけどもちょっとご理解を聞きたいんですけど。
0:50:20	原電の小穴さんのおっしゃる通りで認識は同じだと思いますので、それがわかるように記載したいと思います。以上ですね、規制庁の永井ですよろしくお願ひします。
0:50:30	金融庁のカドヤです。今の件で、ちょっと先ほど私から申し上げたんですけど今回はちょっと繰り返しになりますけど圧縮減容装置が仕訳切断作業でやってもともとその負圧で引いてた空間に入り込んできたことによって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:47	もともと仕分け世代エリアで言っていた産地がたいの覆いを達成するための方法っていうのが変更になっているということなので、この日焼け切断作業エリアの単一しがたいものとするための設計をこうしますっていう形で多分能動的にそのなんて言うから、
0:51:06	悪影響を与えないっていうことよりは、そのエリアとしてのその整理っていうかその作業からその作業としてのその散逸しがたいっていうところをなんかこう変えていただいたほうがいいのかなというふうに思います。
0:51:19	原電の鈴木で承知しましたましょわけ切断作業エリアは圧縮原岩装置を入れた後でもかくかくしかじかによって散逸しがたい設計とすると、そういったような文言ですね、入れ込みたいというふうに思います。以上です。
0:51:38	はい。
0:51:40	はい。規制庁のカドヤです。はい。よろしくお願いします。
0:51:45	はいどうぞ。
0:51:47	規制庁の浜田です。ちょっと一つ前の議論に戻るんですけど、ノポイントの 8 ページの
0:51:54	二つ目のポツの環境条件云々のところなんですけれども、
0:52:01	先ほどの説明で審査基準に立ち戻って、
0:52:07	設計方針を示されたということだったんですけど。
0:52:11	それで、ちょっと改めて、この議論が出たので確認をしたいんですけどまとめ資料でいうと、
0:52:19	ちょっと十条と 12 条の関係なんですけどまず 10 条は、
0:52:24	通しの 210 ページ。
0:52:27	の第 2 項の審査基準のところですね。
0:52:32	4 行目に環境条件と書いてあって、
0:52:36	ここのテック設計方針としては 212 ページ。
0:52:42	の下のほうで、3 行目で、環境条件というのが出てきますと、
0:52:49	同じような話が 12 条。
0:52:52	ていうと、
0:52:54	通しの 233 ページの
0:52:57	真ん中の第 3 項で、
0:53:01	こうでも審査基準、
0:53:05	環境条件等ということで異常な過渡変化とか設計基準事故時、
0:53:11	というのがあって、
0:53:13	設計方針としては
0:53:16	通しの 200。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:18	40 ページの下から続くところで、
0:53:22	241 ページの時 3 行目ですか。
0:53:26	設計基準事故時に想定される環境条件云々とあるんですけど。
0:53:33	ここで実際にそう想定されて対応するせ環境条件っていうのはどういうものを想定されてるのかっていうのをちょっと
0:53:43	御説明いただきたいんですけど、よろしくお願ひします。
0:53:49	現在の数ケースの 12 条のほうからまず現在本店の浅沼さん説明していただけますか。
0:54:04	吾妻さんじゃなくて、アマノタケダさんでも具体的には、室温として提出度が 100%等の設定をしているという記憶がありますすいません本店のほうからお願いできますか。
0:54:17	やっぱり現在の別今の続きからもあった通りですね固体廃棄物処理建屋の中で想定される環境条件がありますので、
0:54:31	その関係だけ円にて締結するということになっております。具体的には 40° とか、あと湿度 100%とかっていうことにはなるんですけども、そういう環境で
0:54:44	出席するということになります。以上です。
0:54:53	規制庁の天野です。12 条で今お話ありましたけど、例えば 241 ページで言うところの
0:55:01	運転時の異常な過渡変化とか設計基準事項。
0:55:06	今湿度 100%云々という話ありましたけどこれはあれですかあくまで
0:55:12	炉心というか格納容器側が
0:55:15	異常過渡或いは設計基準事故時LOCAとか、そういうことになったときの
0:55:23	この当該建屋側の環境条件として、
0:55:29	さらされる状態を想定した上で設計していると、そういう趣旨を説明されたっていうことでしょうか。
0:55:40	原電の赤妻です。ちょっとお待ちください。
0:55:51	限定のスズキですけども、こちら原子炉建屋とかにあるものであればろ過LOCAが起こって格納容器の圧力雰囲気等はですねあの漏えいによってPCVからの漏えいによって、
0:56:07	温度圧力とかが影響を受ける可能性があるんですけども、屋外に別建屋にあるですね設備ですので、屋外の環境条件とか、そういったようなものを踏まえて、ほてば温度であれば 40° とか、
0:56:24	湿度は厳し目に 100%とか、そういったものを設定したとサノ確かSM時の設工認か何かで説明してたと思うんですけど、そういった記憶がございますけど

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	も、未然の浅沼です。今の数字は申した通りでして、設置公認の段階で具体的な関係。
0:56:44	条件での決定して、それに基づく基づいて設計はするんですけども、基本的に認可をいただいている屋外の環境条件を踏まえて足首の措置も設計するということになります。
0:56:57	以上です。
0:57:01	規制庁のアマノですか。
0:57:04	これも今までの議論に近い話で、おそらく今回改めて審査会合の指摘を踏まえて既許可のまず設計方針を整理した上で、その上では縮減を装置の設置時における性設計方針として、
0:57:23	名何を記載すべきかっていう整理をされる中で、
0:57:27	この 240 ページの既許可の設計方針がですね主語として安全施設と、
0:57:34	というようなところで設計基準事故時とかっていうことで、
0:57:38	それを踏襲した上で、借りてるんだと思いますけど、縮減、緒元はそっちの方はあくまで主語は縮減を統治を含む固体廃棄物処理系はということなので、
0:57:51	ここ、ここで先ほど言ったように
0:57:55	原子炉建屋から離れている。
0:57:59	廃棄物、
0:58:01	作業建屋ですが、この環境条件として、
0:58:08	格納容器側の設計基準事故時に想定されるものを
0:58:12	を想定した上で設計するというふうにも読めるので、そういうことをやってるんであれば、そういう内容。
0:58:20	確認することになりますし、そういうことをやってないんであればちょっと誤解を生むような記載というところは適正化していただく必要があるかなっていうのはそういう趣旨で申し上げました。
0:58:36	下の
0:58:38	どうぞ。
0:58:39	原電の浅沼です。
0:58:42	承知しましたちょっとこの記載をどのように管理課については、いま一度考えたいと思います。
0:58:52	以上です。
0:58:56	今までです。十条も同じような趣旨ですのでよろしくお願いします。以上です。
0:59:03	はい規制庁の岡田です。
0:59:05	どのように書くか検討いただく検討いただくんですけど繰り返しですけど結局既許可のときに、じゃあその固体廃棄物処理系っていうものをどう扱っていた

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かっていうところと、同じ整理になるってということだと思いますので、ちょっとそこは確認をいただいて当検討し、記載ぶりは検討いただければというふうに思います。
0:59:28	はい、現在スズキで承知しました。
0:59:37	はい。
0:59:42	規制庁建部です。すいません補足説明資料の方。
0:59:52	規制庁、建部です。補足説明資料側の別添の資料のところなんですけれども、
0:59:59	別添の 20 ページのところでは第 27 条の記載があると思うんですけども、先ほどちょっと永井のほうからもお伝えさせていただきましたけれども、ここ今圧縮減容装置の最地が体のことのみ書かれてますけども、切断しバケツもその仮定の
1:00:15	一定の算出しがたい設計というものも記載していただければというふうに思います。
1:00:20	原電の鈴木です。承知しました。
1:00:27	はい。9 条のカドヤです。
1:00:30	はい。／報資料のですね 10 ページのところなんですけど、今これ 10 ページのところは 27 条 1 項 3 号ということで基準適用する具体的な内容で、
1:00:47	2、
1:00:49	この 1 ポツのところでは来許可においてはっていうのでそのエリアで引くっていうことにしてましたってことで縮 2 ポツ目でその圧縮減容装置は風洞で括弧一定いうところで、
1:01:05	これが何か時許可ではこうしていたんですけど圧縮減容装置はフードつけてこうしますってところが何か少し中論理がとんでいて、何とか聞き許可でやったことに対して何か理由があるから、縮減装置はフードで囲ってということにしているんだと多分
1:01:24	理由ってところが多分中 1011 ページ側のところで、その設計変更した経緯っていうのがこう書かれる形になっていてですね、ちょっと何か読んでいて多分このこの 1 ポツを読んだ後に 2 ポツを読むと、
1:01:41	なんて言うかね、何らで 2 ポツでその風土をつけてってところがちょっとこう、頭に入ってきてなくて、それはその次のページのところでは、どうしてそうしたかっていうのが書いてあるんですけど、少し何かここは何か記載を少し簡単に書いてその詳細はその次のページに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:01	飛ばすとかですね、ちょっと何か読めるような形が必要かなと思ってちょっとこれ記載ぶりなんですけども。ただ読んでるとなぜ休暇を踏まえると、これになるのかがわからないのでちょっとそこを検討いただけないでしょうか。
1:02:15	原電の浦です。もう少し読みやすいように説明を
1:02:20	流れを考えてきた検討したいと思います。以上です。
1:02:32	はい、その他規制庁側からあればお願いします。
1:02:42	。
1:02:44	すいません規制庁ナガエですけどちょっと9ページのちょっと
1:02:49	パワーポイントの絵なんですけど、下のほうの27-2図が第6給水加熱器解体時の項のイメージ図が書かれてるんですけど、ここは仕訳切断作業エリア、
1:03:05	なんていう圧縮減容処理エリアがわかるんであればよくて、ここであえてこう給水加熱機を入れた
1:03:17	要は、あえてこう入れる必然性はあるんじゃないかと思うんですけどもそれはいかがでしょうか。
1:03:29	原燃の浦です。コメント、了解いたしのちょっとここで図を示させて必要性も含めてですねちょっと御検討させていただきたいと思います。以上です。
1:03:46	規制庁の新井です。よろしくお願いします。
1:03:51	はい、えっと系統の中です、今9ページのところは、まさしくその作業の成立性っていうところの説明をされていると思いますのでちょっと説明の仕方のところは検討していただければと思います。
1:04:10	規制庁Beyondですけど、今回も資料も直されると思うんですけど前回の7月29日の資料についても必要であれば後ろに添付でつけていただいたほうが整理上、
1:04:26	これはごちゃごちゃしないっていうかその比較しやすいと思うので、前回から先ほど言ったように何が変わったかっていうのがわかりやすいっていう意味であれば、前回の審査会合のやつを後ろにつけるつば参考でつけるっていうこと。
1:04:42	考えていただければなと思いますのでよろしくお願いします。
1:04:47	原電の鈴木で承知しました参考でつけることも検討したいと思います。
1:04:53	規制庁のカドヤです。今のでちょっと思い出したんですけどあの日7月29日のときの
1:05:02	これはだから、7ページのところですね。
1:05:13	今回縮減応答値が追加をされていて、多分ですねこの系統図のところその後多分変更になっていると理解をしていて、相談すると、このこの時点で説明した内容から明らかにこう変わってるところになるので、ちょっとそこは
1:05:32	僕はちゃんと説明をいただいたほうがいいかなというふうに思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:39	原電オオウラぞおっしゃる通りです申し訳ありませんでしたあのフロー図の変更前後の説明できるようにいたします。
1:05:46	はい。よろしくお願いします。
1:05:51	それと規制庁のドイ率けれどもちょっと一遍確認をしたいんですけど 10 パワポ資料の 11 ページのところで、
1:06:01	黒マルの 2 ニつ目しかしのところの作業場では低く処理のほかってこの圧縮処理っていうのは、圧縮減容装置を使った縮小処理のことを言っているんでしょうか。
1:06:17	ちょっと説明をお願いします。
1:06:22	原電の浦です。その通りでございます。
1:06:29	わかりましたそうちょっとここでは今回の変更圧縮減容装置の設置などで圧縮減容装置なのかなとも推測したんですけど他のタダノ減容装置とか
1:06:46	でも圧縮されるというようなところだったのでその辺使い分けを
1:06:51	していただければと思います。
1:06:57	原電の浦です。個目コメント拝承しました。時まとめ資料も含めてですね、一応
1:07:03	圧縮処理という単語を使う場合は必ず前に、例えば減容装置であれば圧縮減容装置でっていうふうにつけて縮小率っていうふうにこれ統一させてもらってますここもそのように統一させてもらいます。失礼いたしました。
1:07:21	予算規制庁ながらですけども、同じ 11 ページでちょっとここにもう二つ目のポツの 2 行目辺りね。
1:07:29	仕分け作業で切断作業に影響を与えない設計とするっていうふうにかかれてるんですけど、27 条の 3 号っていうのはその 31 がたいってということで、その放射性物質が何らかの理由で環境に出て一般公衆に影響を与えないっていう整理であって、
1:07:48	ここで書かれてるん切断作業との切断作業に影響を与えないっていうのは、放射線業務従事者の被ばくの 30 条の ALARA の方のお話になると思うんで、ちょっと困難があると思うんで、その作業の影響を与えないっていう話倒産しがたいっていうのははっきりその書き分けていこうと。
1:08:06	きちんと書いていただきたい。
1:08:08	整理して書いていただければと思うんですけどもいかがでしょうか。
1:08:15	はい。
1:08:16	原電の浦です。
1:08:19	了解しました。来再検討したいと思います。
1:08:24	町内ですよろしくお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:54	規制庁のカドヤです。それですね、パワーポイント資料の 5 は少しさ 30 条のところに十条のところは特に記載が見なされる可能性があるってということだと理解はして、
1:09:12	いてですね／ポイント資料の当行ろうからちょっと
1:09:18	少し離れるんですけど、パワポ資料で組織側からここはっていうところが
1:09:24	或いは今でなくてもいいんですけど。
1:09:28	はい。ちょっとじゃあえっとですね、ちょっと確認が来回答一覧表があると思うんですけど。
1:09:37	回答一覧表の中で今回 10 月 20 日その次、次のところで今日の説明ではないっていう形の設備のところですね。
1:09:50	数等、
1:09:51	これ何かまだ聞いてなかったなと思うのが 17 本の
1:09:57	ところで、
1:09:59	これ多分本文への記載事項の話のコメント回答でこれ今日説明がないっていうふうな形で書いてあるんですけどこれ割と重要な話でというかですね、例えばこれ、すごく湖面効果のコメント回答としてちゃんと
1:10:18	確認をしたいなと思っていて、しかも今日ちょっと構成のところの説明をしましたが、既許可のところ本文の記載事項っていうところもちょっとまとめて整理をしていただいきいたかなきゃいけないので、このちょっと 17 番は特に最低限ちょっと今日
1:10:36	聞かないといけないかなと思ってるんですけども。
1:10:44	海盆結局発電TBq鉄塔コメント 17 番、日程等の方針を御説明しますと 7 番も資料を参照くださいと、こちらのA4の通し番号 45 ページの
1:11:02	一般課題といったコメントがどういった仕事を 1 号ブイをよくする時期として、明確化することということで、それと 5 から 45 ページの中で、本。
1:11:18	それと、やっぱり 2 の (1) 構造の中で、かつ全部引いてある真ん中辺りに文章追記するということを考えても、年目としては直す栗を工程は平成 30 年 5 月 29 日に許可を受けた原子炉設置。
1:11:37	／C提唱に記載のある設備の使用前事業者検査の完了後に運用開始すると、こういう制限の仕方を現在想定しています。加藤委員。
1:11:50	規制庁化ですとだからあれですねこれはだから 17 番の回答内容のところは工事計画で明確にすることを検討するって書いてあるんですけど現状検討した結果としては、今本文 5 号の中身のなお書きで記載。
1:12:07	ということになっているということですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:10	埋め立てるコメントリストの回答が最新ができておりませんでしたといたしました。今は今御説明したような本文どうでもよくて、
1:12:21	はい規制庁の岡部です。はい。記載故障起こりました。
1:13:28	規制庁の天野です。ちょっと今
1:13:33	確認してる間にちょっと別のちょっと確認をさせていただきたいんですけども、ノポイントの 9 ページの
1:13:42	左側の第 27-1 図、増新たに追加していただいたんですけど、これもともとセットして事実確認として、全体像を改めて
1:13:59	既存の増、更新して説明いただきたいということで、また別途、御説明いただくことになってると思うんですけど。
1:14:09	それはそれで。
1:14:10	それと、ちょっと確認したいのはこれ
1:14:14	まとめ資料でいうと、既存のものが通しの 299 ページ。
1:14:22	テーマこれのリバイス版だと思うんですけど。
1:14:27	新たに固体廃棄物作業建屋に圧縮減容装置を追加されて出口のところで、緑線の上に、
1:14:40	縮退
1:14:43	から 1500 トン／年と記載されてるんですけども、
1:14:48	それと、実はこの関係をちょっと確認したいという趣旨もあって、
1:14:55	前回からコメントさせていただいてるんですけども、
1:14:59	それで
1:15:02	別途まとめ資料でも通しの 269 ページ。
1:15:08	これも増更新していただきましたけれども、
1:15:15	これらを見るとですね
1:15:19	ちょっとまた後で説明いただく際に、別途まとめて説明していただくことでいいんですけども、
1:15:28	このパワーポイントの 9 ページだと圧縮減容装置でこのフルに年 1500 本まで。
1:15:37	作る場合も、
1:15:40	ある指導
1:15:45	最終的にはあれですか。
1:15:48	このピラとか、
1:15:51	従来からある、
1:15:53	1500 本まで等合流して、最終的には
1:15:57	お答え廃棄物貯蔵庫のほうに年前後 500 本を上限に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:02	流れるというふうに見えるんですけども、
1:16:07	ちょっとこの辺り、さっきの 28 条のちょっと関連で全体の発生量とか、貯蔵量の関連もあって、確認をさせていただいたんですけど。
1:16:19	これはこういう圧縮減容装置として上限として年 1500 本まで。
1:16:26	処理し得るといふそういう理解でよろしいのでしょうか。
1:16:34	原電の頃です。午後理解の通りでございまして、祝電装置の能力としては最大年間 1500 を作る能力を持たせたいと思っています。
1:16:47	規制庁のマルチわかりましたそそうするとその場合はあれでしょうか。
1:16:53	／貯蔵量の関係でちょっと気にしてるんですけども、もし仮に年 1500 本圧縮減容装置で、
1:17:03	廃棄体が発生するという、その場合は、
1:17:08	ほかの作業からその年は一切出ないと、つまり 1500 本を超えるようなことは、その先の緑で形で 1500 円充填固化体と書いてありますけれども、
1:17:23	そこの上限は変わらないということでしょうか。
1:17:39	規制庁の浜田です。その辺りをですわねちょっと確認させていただきたいということでちょっとコメントさせていただいたので今日今日じゃなくてもいいんですけども改めて
1:17:49	御説明をお願いできればと思うんですけども、いずれにしても高等というよりは資料で説明していただきたいと思っております。
1:18:00	原電オオウラで承知いたしました。
1:18:05	はい。
1:18:06	はい。規制庁のカドヤです。すいません、ちょっと本文 5 号のほうに戻ってしまうんですけど、この本文のところで、今多分圧縮減容装置も 45 分当初 45 ページの一番下の 3 行のところに下線が引いてあって、
1:18:27	圧縮減容装置で圧縮可能なものは圧縮減容装置で圧縮減容して書いてあって、今だからここでは縮減措置による作業の名称としては圧縮減容ですというふうにされていて、
1:18:44	次のページめくっていただくと、不燃性だって答え廃棄物は圧縮可能なものは減容装置で圧縮減容してということで減容措置これ消えと既設のルールだと思いますけど、設述べるでも同じように作業の名称としては縮減様。
1:19:03	ということで同じ名称が使われてるんですけど、これは方針として、常にそう地名と一緒に使うってことなら使い分けができるかなと思うんですけど一応制定理由はそういうことになるされてるのでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:21	下の欄です。その通りでございますが、圧縮減容圧縮可能なものは集金を圧縮減容という単語を使う場合は必ず前にどちらの圧縮装置使うかっていうことを明記セットで必ず明記します。
1:19:38	本社でそうした時にですねその今の46ページの真ん中のところで固体廃棄物処理系はっていうので、廃棄物の破碎圧縮焼却溶融っていうので、ここではその圧縮っていう言葉が使われていて、
1:19:55	このするところはあれなんですか。両方の装置による圧縮減容のことを指しているのか、何かそれともまた別なその圧縮行為を指しているのかって言うところがちょっと何か今見えないかなと思っているんですけどそこは、
1:20:14	この圧縮は何を指してますか。
1:20:19	県連の裏付けこの圧縮は減容装置及び今回の試験装置での圧縮処理をさしております。
1:20:28	フルエンスから想定するとゆく。
1:20:34	どうなんですかね、圧縮減容って裸で使ったときには怪しくていったときには両方使うっていうのがちょっと
1:20:41	何か見えないなと思って。
1:20:44	出まして、結局この本文で記載されたことが認められた行為になるわけですけど、そのときのその行為自体がちょっと特定できないなと思ってまして、
1:20:58	ここで言ってる圧縮っていうのが圧縮減容装置と、
1:21:02	ディーラーの祝金を
1:21:07	もうさしていることが何か福祉わかるようにできないかなということなんですけど。
1:21:13	或いは縮減を
1:21:15	という少なくとも圧縮量足首5って言った方がいいのかもしれないですし、
1:21:22	ちょっとそれこそ今趣旨は多分つ当たったかなと思うんですけどちょっとそこは検討いただけないでしょうか。
1:21:28	日本原電の武田ですけども、ジュシ承知しました圧縮は両方読めるような比較検討したいと思って今この記載をしているところは27条、27条の第3項の解釈のほうをなるべくを度外視して、
1:21:47	あの適合性を示すという意味で解釈にあるK圧縮ということは止まっていたというところで、今後、適切な表現を検討されておって、
1:21:58	わかりました少し言葉の統一感というところここに限らずもしかしたらほかにもあるのかもしれないんですけどちょっと確認をしていただければというふうに思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:21	通常例えばですがまとめ資料を見てちょっと気づきの事項だけお伝えしております。圧縮減容装置を当該を使って書くときに、その当該設備って書いてるところと、当該掃除って書いてるところがあるので、それはどちらかに統一して措置ですかね。
1:22:37	こちらの統一していただければというふうに思います。以上です。
1:22:42	ほぼ現在のスズキは承知しました。
1:22:51	規制庁見落とし制度ちょっとポイントの9ページで中身に直接関係ないんですけども今日ちょっとまだ回答入ってないところがあるので次の時に教えていただきたいなと思ったんですけどさっきの27-1図の話があったと思うんですけど。
1:23:07	その中で前回ゴムジョイント給水加熱機の受切断作業の話なんだけど。
1:23:14	これを今結局前提としては、
1:23:19	圧縮今回設置する圧縮減容装置の圧縮作業に期待しているということなんですか。要は
1:23:29	牽制加熱機を除却してバラバラにしたときに、要は圧縮減容装置に例えば中部とかは、
1:23:38	かけることを前提に考えられてるのか、それとも、別にそこは、
1:23:43	期待しないで本数を見積もられているのかどっちでしたっけ。
1:23:48	はい。
1:23:52	原電のオオウラです。
1:23:54	地区、この大学規制加熱機の汚染の状況によりまして、放射性廃棄物で処理するものは縮小していくことも考えております。
1:24:09	以上です。
1:24:18	わかりました。まだそこまでの調査までまだ行ってないということですかね。
1:24:26	原電の浦です。
1:24:28	中身の汚染レベルについてはある程度把握できていて、汚染のレベル高いところと低いところがあるというふうには把握しておりますので、汚染のレベルが高くてちょっと女性もできないということであれば、放射性廃棄物として処理をするということで、その場合は歳以下みたいな潰せそうなものは、
1:24:47	あそこすることも検討していきたいと思っています。
1:24:50	以上です。ミウラですわかりました。私は以上ですはい。
1:24:58	はい、ありがとうございます。規制庁側から、
1:25:01	そのほかありますでしょうか。
1:25:27	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:29	はい。規制庁のカドヤです。それではですねとちょっと今日を確認させていただいた内容を含めてまた記載今記載ぶりのところとかですね、ちょっと整理のところは確認をしていただければというふうに思います。
1:25:45	利用者側から確認何かコメント等ありますか。
1:25:51	規制庁にいる原電の方からは特にございませんと本店いかがでしょうか。
1:25:59	円で問題ありません。
1:26:03	はい、規制庁の川です。はい、ありがとうございます。それでは本日のヒアリング、以上で終了にしたいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。